

① 設置タイプ

設置タイプ	人数
個別設置型	4
常設型(単独型)	8
常設型(単独+直接請求併設型)	8
その他	1
計	21

個別設置型	常設型のデメリットを考え又個別のデメリットはあまり心配していない。
	住民投票となる案件についてはわずかな回数の発生しか生じないと考え、一大事と見なす案件について限定する事を促す為にも個別設置でも対応がとれると判断した。制度の濫用をさけたい。
	・常設型は濫用の危険性があり、かえって町政の停滞を招くのではないか。 ・現行のリコール等の制度を使えば住民の意思は反映できると考える。常設型まで規定する必要はなく、現行の個別設置型の住民投票制度で十分だと考える。
	現行の個別設置型の住民投票制度で十分だと考える。

常設型 (単独型)	町政に関わる重要事項に、町民の思いと重大な意見の相違が認められた時、町民自身の投票で住民の声が、行政に反映させることができるので必要。
	町民が必要に思う事案が発生した時に、すみやかに行動できる。
	主体者・住民の意思を直接表明する制度であり、そのつど必要性を議会が個別に審査するべきではなく、条件が整えば速やかに発動できるものとすべき。
	住民投票というのは一つのテーマ(案件)に関して、その賛否や最も適切だと思われる案を有権者自身の直接投票で決めるものです。 議員任せではなく、有権者自身の直接投票によって主権者の意思を明らかにし、それを行政の施策に反映させることです。 以上の認識から、課題が生じたとき迅速な対応が可能となる「常設型」の制度を設けるべきです。
	町民の意思がどこにあるのかを示すことができる手段ではないか。
	「2者選択」で有れば、常設型を選ぶことにします。但し、制度の硬直化を考えると、それへの対策と、システムの運営の仕方など、「個別設置型」との中間的なカタチも有りだと思われます。
	一定の条件を満たせば実施されるので、町民にとってメリットが大きい。 個別設置型では、投票実施までに時間が掛かりすぎ、また議会で否決される可能性があり、町民にとってデメリットが大きい。
	・開かれた町政への積極的な住民参加としてふさわしい。 ・要件を満たせば個別設置型に比べ短期間、確実に実施が可能。 ・案件毎の住民投票条例の制定を必要としない。 ・ただし、他自治体で行われた事例を参考にすることで、投票への不審や混乱が生じないよう柔軟かつ敏速な制度内容の見直しが必要。

常設型 (単独＋直接請求併設型)	今は、町政に関心が少ないこともあるかもしれないが、どこで何が決まっているか不透明な部分もあると感じることがある。 常設型とすることで、住民投票が実施される前に、行政や議会は当然、町民も町政に関心を持ち、それぞれが問題解決に向けて議論する姿勢となるのではないかと思う。 また、住民投票の結果は、可否ではなく参考意見と言うことなので過敏になることはないと思う。
	個別設置型と常設型のメリットを活かすことができるため
	自治法の規定による直接請求を優先するような仕組みになるのが良いではないか。
	個別設置、常設型両方のメリットを受ける事が出来るから 小さな声には、議会で審議の上、やるかやらないか判断すれば良いですし、大きな声は、それが大きな民意なので、議会の審議の必要無く住民投票を実施すれば良いと思う
	それぞれメリット・デメリットがある中で、議会の議決が重要であり、かつ、相当数の町民からの請求があれば確実に投票を実施できるようにと考えました。
	2階建て方式を希望

② 投票資格者

18歳以上	11
20歳以上	5
計	16

18歳以上	高校を卒業して町内に就職、社会人として活動しているので、若い人達に住民意識を持ってもらう為にも良いのではないかと思います。
	住民投票は、住民の意思を把握する制度のため 成人の定義についての論議とは別に国民投票法と同じく18歳とする 在住外国人についても認める
	国民投票法で18歳以上を有権者としようとしており、18歳以上でほとんどの先進国が選挙権を与えていることを踏まえて。
	日本国憲法の改正手続きに関する法律(いわゆる国民投票法)で対象者が満18歳以上とされたことを踏まえ、住民投票という町民の意思を直接表明する制度の運用に当たり、町政運営に直接的に参画することができる町民の年齢を拡大するとともに、若者の権利や責任の自覚の向上を促し、将来を担う人材を育成する効果を期待するものです。
	将来のまちづくりを担う若い人にも参加してもらう。
	国民投票法案や公選法の改正案による。名簿作成の費用や手間を考えれば、別途年齢を設定しない方が良いのではないかと。
	成人」という処、あるいは「参政権」という線引きに準じる方が、解かり易いですが、実際の処、美幌の「18、19才」は200人程度なので、逆に、この町に居てくれている！っていう考え方をする、および「住民参加」を促す為にも、学校を卒業した時点で、資格を持てるようにする。
	将来を担う若者をということと合わせて、判断力・精神的影響を考慮しました。
	幅広い意見、考え方等を反映させるためにも発議、投票の対象者を十代も含めるべき。
20歳以上	諮問型を前提とすることから、多くの意見を求める年齢として18歳を選択。 例えば、児童福祉法による区分

20歳以上	成人に達した町民で考えることが一番責任が持てるし、責任がとれる年齢と思う。
	常設型(単+常)は、地方自治法第74条に合わせることになるので、「選挙権を有する者」は、現在20歳以上となるため
	通常の選挙権と同じ考え方で良いと思います 通常の選挙用の名簿、住民投票用の名簿というような二重名簿を常に作る手間(金&労力)をかける必要性が感じられません
20歳以上	18歳以上で将来を担う若い人の参加も考えられるが、社会経験のない高校生が含まれるのには抵抗がある(自分が高校3年生の頃を考えると、参加もしないし、まともな判断ができないと思う。必ずしも自分みたいな18歳ばかりではないと思うが…)。

③ 住民発議に必要な連署の数

1／3以上	4
1／4以上	5
1／6以上	2
1／6～1／10	1
1／10以上	2
1／50以上	1
その他	1
計	16

1 ／ 3 以上	住民投票が濫用されないように、ハードルを上げる。
	・制度乱用を防ぐため、高めのハードルとした。 ・上越市のように、連署が満たなくても議決があれば住民投票ができるのも良い。
	単独＋直接請求併設型を選択したので、ハードルは高くしました。
	自治法に準ずる。いくら住民参加の権利といえども、乱発は避けたい。

1 ／ 4 以上	あまり署名数が少ないと、法の乱用もありうるので、1／4で、よほどの問題がおきないかぎり、我々が選んだ人々にしっかり頑張っていただきたくことが必要だと思う。
	投票資格者の1／4以上であれば、軽々しく何度も同じ事案で提案できなくなるし、町民資格者の決定は非常に重要になる意見だと思う。
	リコール署名で求めている3分の1では厳しすぎ。また多額な費用と労力を必要とすることから安易な発動にも制限を設けるべき。
	・住民投票の発議の濫用、乱発を防ぐためにも、連署のハードルを上げた方が良い。 ・ハードルを上げることによって、住民投票までの過程においての意見交換、発議内容の決定作業、署名活動など町政に対する質の高い住民運動に繋がる。

1 ／ 6 以上	制度の濫用防止と投票に係る経費負担を考え、請求回数の制限(1回)が必要
	美幌町の人口状況から、合併協議会設置に要する割合と同じでよいと考える。

1 ／ 10 以上	1/50 議会の審議が必要 直接請求と同じ考え方です。 1/10 議会の審議の必要なし 1/10と言っても、1,800人を超える人達が、その事に関し疑問を持っている事になる訳ですから、即住民投票を実施しても良いと思います。
	地域性を考えると1／3、1／4という数がとれるかどうか不安であり、とれない事を考えると町民の意思の反映ができないのではないかな。

1 ／ 50 以上	地方自治法第74条に規定する条例の制定又は改廃に係わる直接請求制度に準じて50分の1以上とします。 また、「常設型」の住民投票に関する条例が制定されていたとしても、50分の1以上の署名があれば、別途住民投票に関する条例の制定を直接請求できることを考慮したものです。
--------------------	---

その他	1／10や1／5では、手続きがラク過ぎる。また1／3や況して1／2では、ハードルがたか過ぎるし、それを集める労力は「無駄」であるし、『多数決の原則』の1／2の半分程度の「？」があったときに、考えることにする。
-----	--

④ その他

2年程度の再投票制限を設けるべき

住民が主役のまちづくりを宣言する自治基本条例において、住民投票という手段を規定しないということは不自然。最低でも個別設置で規定すべき。

常設型にするには、上記の年齢や発議要件だけではなく、住民投票にかけられない事項(例:町税に関する事など)の整理、外国人投票権の問題、細目について等の議論が必要となる。それらを全て別立ての条例に委任するとなると、いつから実施できるかという問題が残る。ある程度は町の憲法である自治基本条例に規定すべきと考えるが、目標期限までを考えると厳しくもあるため、どこまでを自治基本条例に規定するか議論も必要。

間接民主主義の否定に繋がる住民投票については問題が多く、町民会議だけで方向性を決めるべきではない。時間を掛けて議論する必要がある。

住民投票に諮るべき案件が生じた(必要と判断した)場合に初めて条例を制定すれば良い。町の最重要課題が急に決まる案件は存在しない。原子力発電所の建設にも構想から着工までに法手続きを含めて5年程度を要し、市町村合併も2年以上の協議期間が必要である。この間に住民投票条例を制定する時間は充分にある。

住民投票がすぐできるということは議会の議論が軽視されてしまう。

住民投票として発動する事案が最大な重要事案である場合にのみとしたい。

その為にもこの自治基本条例の本意がある。

平素から住民主体のまちづくりがすすむ事で調和と強調のある風通しの良い町となる事で住民投票の事案は限られるはず 意見を述べさせていただきます。

前回の「とりまとめ票」にも書いたように、「住民投票が必要では無い状況を創る」のが、基本！であり、あくまでも「条例の設計」上、すべての状況に対応した『法』を創らなければ活けないことが、その場合の対応のため「規定する」のが理由である。

すでに「選挙」という方法で1度、自分達の意志を表しているのだから、本来は「そこに任せる」のが、民主主義の有り型だと思うが、4年に1度では対応できないモノゴト、その後、色んな意味での変化が有り得る！ことだから、それとは別の方法も視野に入れなければ活けない。

このことを規定することで、他の色々なモノゴトが少しずつ「改善」されるのなら、必要であるし、未来永劫、その制度を使わない！方が、必要以上の「波風」を立てない？という意味合いに於いて、意味の有ることと思われる。